

## 第5期 第24回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年7月4日(月) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 403会議室
3. 出席委員(26人)
4. 欠席委員(4人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
  - 議案第1号 専決処理事案について (9件)
  - 議案第2号 農地法第3条の許可申請について (7件)
  - その他
7. 農業委員会事務局職員(3人)

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

おはようございます。定刻になりましたので、只今から、第24回東温市農業委員会を開催いたします。開会にあたりまして、会長からご挨拶申し上げます。

### ○会長

みなさん、おはようございます。非常に暑い時期になってまいりました。ここ2、3日、集中豪雨みたいな大雨の後、急激に暑くなっておりますので、なかなか体調管理等大変な時期ではなかろうかと思えます。農繁期も既に終わり、田んぼには見事に稲がすわっております。この時期、これから水稻管理、雑草対策等が、問題になってくると思えます。秋の実は、先のことですけれど、田んぼというのは、1日、1日を大切に管理していかなければ、最後の実りが十分ないというようなことですので、この夏を水稻と共に乗り切って行きたいと思っております。今日は、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議事録署名人の指名ですが、その前に、本日の欠席委員さんのご報告をしておきます。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんが欠席の届けが出ております。〇〇委員さんと〇〇委員さんは出席になっておりますが、まだお見えになっておりませんので、その内お見えになられるのではないかとと思えます。それでは、恒例によって議事録署名の指名をいたします。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇の〇〇委員さんよろしくお願ひします。

それでは、続いて、議案審議に入りたいと思えます。まず、議案第1号、専決処理事案についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

議案第1号 専決処理事案について。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理。

1番 所有者 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、〇〇㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、露天駐車場。

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理。

2番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇、田、〇〇㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、事務所。志津川土地区画整理事業内農地で、所有権移転を実施します。

3番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、〇〇㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、個人住宅。志津川土地区画整理事業内農地で、所有権移転を実施します。

4番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、〇〇㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、長屋。志津川土地区画整理事業内農地で、使用貸借権設定を実施します。

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の受理。

農業経営基盤強化促進法関係。

5番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、○○  
㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。

6番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○ ○○さん。土地は、○○、田、  
○○㎡。使用賃借権設定。貸付人の都合により解約でございます。

農地法関係。

7番 貸付人 ○○ ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○ ○○さん。土地は、○  
○、田、○○㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。

8番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○ ○○さん。土地は、○○、田、  
○○㎡。○○、田、○○㎡。計○○筆。計○○㎡。賃借権設定。借受人の都合により解  
約でございます。

9番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、○○  
㎡。○○、田、○○㎡。○○、畑、○○㎡。計○○筆。計○○㎡。賃借権設定。借受人  
の都合により解約でございます。以上です。

○会長

只今、第1号議案 専決処理事案について、9件の説明がありました。何か、ご意見、  
ご質問はございますでしょうか。

○委員 ○○委員

4番の転用目的が、長屋になっているんですが、農機具入れる倉庫ではないんですか。  
そういうものではないんですか。ただの長屋と。

○事務局

長屋という表現で、出てきたんですけれど、確認すると賃貸住宅のような形態での建  
物になります。申請の標記上が、長屋で出ているんですけれど、内容は賃貸借住宅のよ  
うな形になっています。

○会長

他にございませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、承認してよろしいでしょうか。

( 承認 )

○会長

第1号議案、専決処理事案についてを承認いたします。続きまして、議案第2号農地法第3条の許可申請についてを議題とします。10番、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の許可申請について。

番号10番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、○○㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、米、野菜。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、農業用車、コンバイン、田植機。労働力は、常時2人。耕作面積は、○○㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、①効率的に営農すると認められない場合、②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合、③信託の引き受けにより取得しようとする場合、④常時従事すると認められない場合、⑤耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合、⑥また貸しするおそれがある場合、⑦耕作放棄等で周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、いずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

○会長

それでは、地元、○○委員さんなんですが、まだ出席されておられません。来られる予定ではあるようなんですが、事務局で分かっている範囲で説明願えたらと思います。

○事務局

譲受人の○○さんですが、現在も○○さんから、今回売買される農地を借り受けて、作っている状態です。特に、問題は無いと思われれます。以上です。

○会長

今、事務局から説明があった訳ですが、何か皆さんの方からご意見ご質問はございますでしょうか。無いようでしたら、採決して宜しいでしょうか。それとも○○委員さんの説明を受けてからにしましょうか。どちらがよろしいでしょうか。

○委員 ○○委員

大体、私らも聞いている。ずっと賃貸借でやっていたというのは、聞いている。別に支障は無いんじゃないですか。

○会長

○○委員さんもお承知のようです。支障ないということですが、採決してよろしいでしょうか。採決します。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認します。続きまして、11番に行きます。

○事務局

番号11番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、○○㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、米。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、自走式田植機。労働力は、常時2人。耕作面積は、○○㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。なお、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○会長

それでは、この11番について、地元、○○委員さん。

○委員 ○○委員

この土地は、○○さんが高齢ですので、もうよう作らないということで、前、貸していたんですけども、○○さんが買って良いということで、売買が成立しました。なお○○さんは、地方公務員ですが、奥さんと二人で自己所有が○○、後は各自作ってくれという事で、米を作っているんですけども、農作業については、しっかり草刈りとか農作業をやっておりますので、支障はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○会長

只今、○○委員さんから、説明を受けた訳ですが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。採決いたします。11番の案件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認します。続きまして、12番。

○事務局

番号12番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、○○㎡。○○、田、○○㎡。○○、畑、○○㎡。計○○筆。○○㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、米、野菜。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、軽四。労働力は、常時2人。耕作面積

は、〇〇㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。なお、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、地元、〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

ご説明をいたします。先月の6月23日に、事務局の〇〇さんが現地確認の案内の申出がございまして、実施をいたしました。3条での現地視察は始めてでございまして、申請地は7ページのところに描いてあります。落手トンネルから左に曲がって、旧11号線なんですけど、そこを通りまして、〇〇がございまして、その左側に昔、作業道がありましたけど、現在は無く、通行も出来ません。それで、県の道前道後の道路と私道と〇〇の作業道を通り、申請地がありました。現状は、山林でございまして、杉が植栽されており、樹齢4、50年くらいの杉が育っていました。隣接地には、〇〇の水槽と倉庫がありまして、周辺は山林でございました。〇〇さんは杉を伐採し、農地として復元をして、農地として利用するとのことでしたが、たいへんな作業であるかもしれませんが、頑張っただけだと思います。以上のような、状況でございまして、どうかご審議の程、よろしく申し上げます。

○会長

この件について、意見を求めます。何か、ご意見ご質問はございませんでしょうか。田畑を農地に復元という、委員会の立場としては、非常にありがたい、お話しだと思います。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、13番の説明をお願いします。

○事務局

番号13番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、〇〇㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、訂正をお願いしたいんですが、花卉、野菜、果樹。主な農機具の保有状況は、こちらも訂正をお願いしたいんですが、トラクター、管理機、軽四。労働力は、常時3人。耕作面積は、〇〇㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。なお、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、地元は〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

説明申し上げます。8ページに図面が出ておりますが、ちょうど工業団地の北側の方に、〇〇反ほどの田ですが、ちょうど譲渡人が高齢でございまして、田を離したいという風なことで、非常に譲受人の方が、農業に熱心という事で、定年就農者でございまして、水田でやらないといけないんだけど、〇〇反あまりは全部、果樹や花卉やハウス園芸もやっておるんですけれども、主に野菜をやるということで、相当農業所得を増大しているということで、非常に熱心でございます。今、事務局から説明がありましたとおり、別に問題ないといことでございますので、よろしくご審議をお願いしたと思います。以上です。

○会長

この件について、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。採決いたします。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、14番をお願いします。

○事務局

番号14番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇〇〇〇〇、田、〇〇㎡。権利内容は、所有権移転・贈与。作付状況は、米。主な農機具の保有状況は、自動耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機。労働力は、常時2人。耕作面積は、〇〇㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。なお、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、地元、〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

9ページの地図を見て頂いたらと思います。〇〇さんと〇〇さんは兄弟です。〇〇さんが後を継いで、農業をしているんですが、ちょうど〇〇さんの家の裏側に田んぼがあるんですけど、その内の一部が弟の〇〇さんの名義になっていることが分かりまして、

それで、兄貴に戻すと、返すという事になりまして、ここにも書いてますけれども所有権移転で、実際、お金を払わず0円ということで、贈与ですね。田んぼの畦があるかないかぐらいの感じの土地でございます。実際、農作業の忙しい時にだけ、弟の〇〇さんが手伝いをして、お米だけは貰うよ、というような感じで貰っているらしいんですけども。そのような状況ですので、別段問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

○会長

只今、説明を受けたわけですが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。採決いたします。この14番の件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、15番について説明をお願いします。

○事務局

番号15番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、〇〇㎡。〇〇、田、〇〇㎡。〇〇、田、〇〇㎡。〇〇、田、〇〇㎡。〇〇、田、〇〇㎡。計5筆。計〇〇㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、米、季節野菜。主な農機具の保有状況は、耕うん機、田植機、コンバイン、農作業用自動車、草刈機、キャリー。労働力は、常時3人。耕作面積は、〇〇㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。なお、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、地元、〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

譲渡人の〇〇さん、何年も前から作られていなくて、耕作放棄地になりかけているような状態の土地です。それで〇〇さんが買いましょうということで、〇〇さんの自宅のそばなんですけど、10ページ見てももらったら分かるんですけど。〇〇さんは非常に真面目に農業に取り組んでおられる方で、何ら問題は無いと思います。よろしくお願いたします。

○会長

それでは、この件について、何かご質問ご意見ございますでしょうか。



( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。この15番の件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、16番の説明を願います。

○事務局

番号16番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、○○㎡。○○、田、○○㎡。○○、田、○○㎡。○○、田、○○㎡。○○、田、○○㎡。○○、田、○○㎡。○○、田、○○㎡。○○、田、○○㎡。計○○筆。計○○㎡。権利内容は、所有権移転・贈与。作付状況は、米、季節野菜。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機。労働力は、常時2人。耕作面積は、○○㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。なお、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、○○、○○の両地区に渡っておりますので、まず○○委員さんから○○の状況を。

○委員 ○○委員

それでは、説明します。11、12ページをご参照頂きたいのですが、先ほど会長さんが言われたように、○○、○○に分かれておりますが、私が一括して説明いたします。この○○筆なんですけど、○○さん、71歳でまだ若いんですけど、体調が整いませないので、入院の繰り返しとかをしておるのが、現状でありまして、通常、田植えとか稲刈り等は、譲受人の人は、私は、はっきりとは、ご存知ないんですが、弟さんらしいので、○○、○○というところにおいでらしいんですが、この人が常時農繁期等は、手伝いに来て○○さんと一緒に収穫等をしているのが現状だそうです。

そこでですね。○○さんには、相続する子どもさんもおいでませないので、この際お父さんが亡くなった関係で、ご兄弟が、ご相談した結果、ご兄弟では弟さん○○さんが、唯一、農家をしておりますので、後色々な詳しい事情は、私も分かりませんが、一括して弟さんに、田んぼを今の時点で、贈与して、弟さんに耕作してもらおうという話をご兄弟でつきまして、今回この○○筆の土地を弟さんに贈与するということが決まりまして、申請したとのお話を○○さんから伺っておりますので、みなさんご審議の程、よろしく願います。この○○さんにつきましては、○○さんの近くで面積も○○haぐらいの面積になっておりますので、篤農家であるのではないかと私は感じております。

以上です。

○会長

〇〇の関係で〇〇委員の方から何か。

○委員 〇〇委員

今、〇〇さんがお話したとおり、〇〇の田んぼを見て頂いたら、分かると思うんですけども、〇〇㎡、〇〇㎡、〇〇㎡で、〇〇㎡は10坪もないぐらいで猫の額ぐらいしかないんですけども、いつも弟さんが来て、私も知らなかったんですけども、〇〇さんは実の弟さんらしいので、今回、〇〇さん本人の話を聞くと「わしが話が出来るうちに贈与しておく。」という事をおっしゃてましたので、問題は無いかと思しますので、ご審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長

何かご意見。〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは、同じ地域で農業をしているんですけども、彼は認定農業者になっておりますし、JAの推奨作物、なすび、ブロッコリー、酒米、飼料米とか、先進的に農業をやっている方で、間違い無いと思ひます。

○会長

何か、ご意見ご質問はございますでしょうか。この件について。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

非常に力強い応援というか、みなさんのご意見に力強く感じた訳なんです。採決してよろしいでしょうか。この16番の件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。議案審議については、以上で終わりです。